○農林水産省告示第千三百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県相馬郡飯舘村飯樋字西原五二四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西原五二四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び飯舘村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県大崎市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

㈠　宮城県大崎市（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県大崎市（次の図に示す部分に限る。）

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県大崎市（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○海上保安庁告示第四十六号

航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十五条の規定により、次のように告示する。

平成三十年六月十九日

海上保安庁長官　中島　敏

名称　北電石狩湾新港第一号浮標

位置

所在地　北海道石狩湾港（石狩湾港北防波堤北灯台の南西方約三・七キロメートル）

北緯　四三―一二―〇六

東経　一四一―一五―四六

塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形

設置年月日　平成三十年五月七日

記事　一　この浮標の上部に簡易な灯火（黄色）が設置されている。

二　北海道電力株式会社石狩湾新港火力発電所建設所管理

名称　北電石狩湾新港第二号浮標

位置

所在地　北海道石狩湾港（石狩湾港北防波堤北灯台の南西方約三・八キロメートル）

北緯　四三―一二―〇五

東経　一四一―一五―四三

塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形

設置年月日　平成三十年五月七日

記事　一　この浮標の上部に簡易な灯火（黄色）が設置されている。

二　北海道電力株式会社石狩湾新港火力発電所建設所管理

名称　東京臨港道路トンネル工事区域北A立標

位置

所在地　京浜港東京区（十号地信号所の南南西方約一八〇メートル）

北緯　三五―三六―四八

東経　一三九―四七―三六

塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　柱形

高さ　平均水面上から構造物の頂部まで七・〇メートル

設置年月日　平成三十年五月十日

記事　一　この立標の上部に簡易な灯火（黄色）が設置されている。

二　東亜・鹿島・若築特定建設工事共同企業体管理

名称　東京臨港道路トンネル工事区域北B立標

位置

所在地　京浜港東京区（十号地信号所の南方約三三〇メートル）

北緯　三五―三六―四二

東経　一三九―四七―三九

塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色柱形

高さ　平均水面上から構造物の頂部まで七・〇メートル

設置年月日　平成三十年五月十日

記事　一　この立標の上部に簡易な灯火（緑色）が設置されている。

二　東亜・鹿島・若築特定建設工事共同企業体管理

名称　東京臨港道路トンネル工事区域北C立標

位置

所在地　京浜港東京区（十号地信号所の南南東方約二九〇メートル）

北緯　三五―三六―四三

東経　一三九―四七―四二

塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色柱形

高さ　平均水面上から構造物の頂部まで七・〇メートル

設置年月日　平成三十年五月十日

記事　一　この立標の上部に簡易な灯火（緑色）が設置されている。

二　東亜・鹿島・若築特定建設工事共同企業体管理